

しょうか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことにつきましては、以前もたしかお答えした経緯があるかと思
いますけども、文化庁のほうも今後この文化財、遺産等を保存のみではなくて、やはり観光に生
かさなければならぬということを強く発表もされておりますので、私といたしましては、今の
教育委員会部局の中の文化財課のほうにもそのことを強く言うております。職員のほうにも保存
だけじゃダメと。これを観光等に活かすことによってその保存状態をよくしていく必要があると
いうことを言うてます。そういうことで、今後これを市長部局のほうに移すかどうかということ
につきましては私の一存だけではなくて、やはり職員も含めた中で教育委員会部局と協議を重ね
てまいりたいという風に考えております。

以上であります。

○副議長（春田 新一君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 市長、前回に比べたら前向きのお考えのように伺いました。こ
れ県によっては鳥取県、愛知県それから奈良県あたりはもう知事部局に移しています。それから
市でも私が知っているだけでも白河市、東北の。それからあと大津市、滋賀県です。そういうと
ころが市長部局に移していわゆる活用と保存を両立させているという事例があります。ここに私
資料を一応持ってきておりますので、終わったらまた市長と教育長にはお渡しをしておきますの
で、ぜひ御検討をいただきたいなという風に思います。文化財関係のことはなかなか触れる機会
がないから今回触れさせていただいたので、また現場の状況、5年間放置のままという状況をそ
ういうことは作らないように、教育長はぜひお願いをしておきます。

そういうことで、市長の意見も聞きましたので、前に進めていただける、前向きな取組を期待
をして質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（春田 新一君） これで、小島徳重君の質問を終わります。

○副議長（春田 新一君） 暫時休憩します。再開を14時15分からとします。

午後1時55分休憩

午後2時14分再開

○副議長（春田 新一君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 14番議員の小宮教義でございます。今日は私がラストバッ
ター4番目でございますので、非常に眠たい時間でございますが、伊賀部長、眠たいでしよ

うけどひとつよろしく。

市民の声を頂いておりますので、久しぶりに市民の声を。市長選も終わりました。地元と内地の人の戦いでした。地元で対馬のために頑張ってみようという気合のある新しい人はいなかったのでしょうか。残念ですと、寂しい限りですという声を頂いております。私どもの長崎県の3区から選出されておられました谷川代議士が先月議員をお辞めになりました。谷川代議士はこの離島振興、特にこの国境離島振興においては偉大なる業績を残しておられます。私どもがいつも使う飛行機、そしてジェットフォイル、フェリー、これの島民割、そして雇用拡大などによるこの支援事業1,200万円の補助金です。それとこの農林水産業に係る輸送コスト低減の海上運搬費などの80%の補助など、この7年間、予算としては約54億円の予算を組んでいただいております。

なぜこのような予算ができたかという、法律ができたからであります。ではこの法律は、大分前になりますけれども、第190回の国会において平成28年4月27日に、法律第33号として成立をしております。私どもがよく言う有人国境離島新法と言いますが、これでございます。正式名称は有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特例措置法でございます。これは法律でございますので、法律は内閣府が出す分とあと議員自身が出す議員立法というのがございます。今回は議員立法でございます。議員立法というのは非常に難しい法律で、法律案の提示になるんですが、まず谷川代議士は議案を出す段階において15人の仲間と一緒に議案の提案をされております。そして、私どものこの対馬市議会と同様にやはり賛成者がいるわけですが、この賛成者は衆議院の場合は20名以上でございます。谷川さんの場合は27名という賛成者を頂いて、だから衆議院の議員の数ですれば43名ですか、全体で。このような提案をされての議案でございます。

ただ、最も難しいというのは議員立法ですから、委員会の審議において1人でも反対をしてもらったら通りません。全会一致が原則なんです。そのような非常に難しい、まとめ上げをされてこの法律の成立でございます。それを誰でもすぐできるわけではございませんが、これは谷川代議士がそれを実行をされました。本当に大変感謝をしております。

私どもがよく福岡なんかに行くときには、飛行機に乗ったり、そしてジェットフォイルに乗ったりするときに島民カードを出すわけですが、そのときにでもやはりなぜこの島民カードができたのかということ、市民の皆様にも心の片隅にでも止めていただければと思います。

では、先に通告しておりました2点について、市政一般質問をさせていただきます。

まず第1点、3期目に挑む市政運営についてということです。まず3期目に挑むためには、過去の2期8年を精査をして評価をして、それを今後の市政に活かさなければならぬわけがございます。前回の通知の中でふるさと納税というのを入れておりましたが、これは予算委員会での

説明もありましたので、次の2点についてどのように精査、評価をしたのかということをお尋ねいたします。

まず、1項目が一旦取り下げた令和2年度台風10号国家賠償金約4,000万円についてというのが1点と、それで2番目が、財部前市長さんが創り上げたこの素晴らしいと言えますと思いますが、地域マネージャー制度についてという、この2点です。

それと大きい項目の2点目が、旧いづはら病院に隣接する宿泊施設等について活用はどうかと。大きく分けてこの2点でございます。市長の答弁を求めます。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 小宮議員の質問にお答えいたします。

冒頭、谷川先生が有人国境離島法の産みの親と言われているということで、実は私も平成28年4月27日の国会の時には傍聴をさせていただきまして、可決したことを覚えております。議場の2階席から谷川先生も一緒に傍聴されておられまして、深く感謝をされていたということも今でも思っておりますし、本当に有意義な法律のおかげで我々有人国境離島の島民は大変恩恵に被っているということで感謝をしている次第でございます。

では、続きまして一般質問のほうに移らせていただきますけれども、1点目のふるさと納税のほうはもうよろしいというようなことでございますので、一旦取り下げた令和2年台風10号の国家賠償金についてでございますけれども、小鹿建物被害につきましては令和2年9月7日に、早朝に対馬を襲った台風10号の強風で、本市が所有管理する小鹿漁村センターの屋根全体が吹き上がり、隣接する住宅に飛散し甚大な被害を与えたものです。本市といたしましては、小鹿漁村センターの屋根の飛散については専門家による見解も踏まえ、瑕疵判断となる通常有すべき安全性が欠け、台風10号の強風による風圧力に対する十分な耐力を有していなかったことなどから、国家賠償法第2条第1項の規定の主旨に鑑み、本市が賠償責任を負うべき事故との判断に至りました。

また、市の顧問弁護士からは保険会社の回答が否定的なものであったとしても、設置管理に瑕疵があったと認められ、その件で議会の承認が得られれば相手方と和解契約を締結して支払うことはできると考えますとの見解を頂いており、本件は地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、令和3年第1回対馬市議会定例会において損害賠償の額の決定について議案を上程、令和3年3月16日の本会議で可決いただいております。

本市が加入している総合賠償保障保険の引受保険会社は一度は本件については自然災害と判断されていましたが、その後、再調査・検証をされるとの連絡を受け、再調査・検証の結果、小鹿漁村センターの屋根の飛散による住宅被害については通常有すべき安全性を欠いていたとの結論に至り、総合賠償保障保険の適用となるとの回答があり、令和3年8月17日に総合賠償保障保険

から本市の会計に948万2,000円が入金されたところであります。小鹿建物被害に係る損害賠償保障については客観的に正当な損害額を算定の上、議会への上程、議決、示談書の締結など適正な手続を経て、損害賠償金を被害者にお支払いさせていただいておりますので、本件は完結しているものと判断しているところでございます。

次に、地域マネージャー制度についてでございますが、平成21年度から地域にお住まいの皆さんと地域担当職員が生活に身近な課題や地域のあるべき姿などについて話し合い行動する制度として実施しており、現在は25小学校区、181の行政区に職員を地域マネージャーとして配置し、地域と市役所を結ぶ架け橋的役割を担いながら取り組んでいるところでございます。これまでの地域マネージャー制度における取組の総括といたしましては、各地域での活動に対するサポートはもちろん、地域の将来に向けた地域づくり計画や地域づくり行動宣言の策定など、地域と行政のパイプ役として関係性が構築できている地域も多数ございます。一方、地域によっては制度導入前から職員が居住地域の世話役を務めているなどのケースもあり、制度を必要としない地域もございます。

現在は、地域の問題解決や地域のあるべき姿などの話し合いは減っており、地域での活動の差はありますが、地区の集会への参加、イベントスタッフとしての参加や地域住民による市道、集会所、地域住民が共有する施設等の軽微な改修のための原材料等支給事業の支援が主な活動となっているのが現状でございます。地域づくり計画や行動宣言の策定など一定の役割を果たしたものと考えておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現時点における職員の地域への関わりは若干希薄化しているものと考えております。

しかしながら、人口減少、高齢化の進展など地域を取り巻く環境は一層厳しくなり、地域の活性化、持続可能な地域の在り方を考えたとき、この地域マネージャー制度が大きな役割を担っていくものと考えております。今後は、現行制度の精査、見直しなどを行いながら、地域の身近な課題解決や地域活性化に向けた地域と行政との関係性の強化、改善を図ってまいり所存であります。

最後に、長崎県病院企業団の旧いづはら病院に隣接する宿泊施設等についてでございますが、この質問の旧いづはら病院宿舎につきましては、平成28年3月18日に議会の議決を受け、長崎県病院企業団と土地等譲与仮契約を取り交わし、現在は対馬市の所有となっております。

その活用方法でございますが、人事異動により上対馬、上県地区などから長距離の通勤を余儀なくされる職員や、近年は島外から市職員となる方も増加しており、そういった職員のための宿舎として活用しているところでございます。現在32戸中、社会福祉協議会事務室として1室、職員居住用として31室の利用がございまして、今後も職員の福利厚生のため、有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 大きな2点目から先にさせていただきたいと思いますが、平成28年に市のほうに所有が移ったということです。あの建物を管理するには何か法的なものを作らなければいけないと思うんですが、どのような規定などを設けてこの建物の管理をなさっているのかということをお先に。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） この職員宿舎なんですけど、対馬市職員住宅管理規程を作成しまして、もともと平成16年からあったんですけど、それを引き継ぐ形になっています。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） じゃあ規程としては、対馬市職員住宅管理規程があるということですね、分かりました。

この管理規程による、誰でも入れないわけなんですけども、この入居の資格というのがこの管理規程の第4条にあらうかと思うんですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 入居の資格とありまして、第4条に対馬市職員定数条例に規定する職員とするということで、ただし住宅に空きがある場合においては、以降5種類あるんですけど、そういう方についても入居を認めることとなっております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 今、宿舎として使っているのは31室ということですよ。私が確認をさせていただいた時点では、31室そのものが全て埋まっておると。それでよろしいですね、分かりました。

この第1条からで、4条に1号から5号まであるんですが、5号がその他市長が認める者ということであるんですが、これはあれですか、満室になるぐらいかなり人気があるんでしょうけども、これを公平公正に審査しなければいけないと思うんですが、これは公平公正にされたと思うんですが、その辺の確認を。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 入居に際しましては、入居申請書を出していただくことになっています。それが出てきた時点でこちらのほうで空き状況、その辺も確認した中で入居を認めることになっております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 物事を判断するには基準というものがあるんですけども、

この基準というのはそこにはございますか。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 基準と申しますか、入居の資格、先ほど申しました第4条がありますので、それに基づいて入居を認めることになっております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 満室になるぐらい非常に人気があるわけですが、私ども素人が気にするのは家賃なんですけれども、どれだけなのかと思うんですが、あのような一等地ですから。家賃については別表に定めるところによるというふうな表現になっておるんですが、これの金額をちょっと、お願いいたします。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 別表のほうに定めておりまして、3LDKが月額1万9,000円、2DKが月額1万2,500円、1DKこれが月額6,200円となっております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 3LDKが1万9,000円ですか、そして1DKが6,200円。これは月ですよ、月にこれだけなんです。非常に安い金額ではないかと思うんですが、生活保護を受けてある方がよくアパート代がどうのこうのという話をされるんですけども、この生活保護に関して住宅扶助費というのがあろうかと思うんですが、それはどのくらいの金額なのか、それはどの法律に基づいての設定になっているのかということに関係者の方に、福祉部長でもよろしいですけども、できれば2人が入居した場合の金額の定義でお願いしたいと思います。

○副議長（春田 新一君） 福祉部長、田中光幸君。

○福祉部長（田中 光幸君） お答えします。

生活保護制度は憲法第25条が規定する生存権の理念に基づいて、生活に困窮している全ての人に最低限度の保障を行うことを目的としております。住まいの確保に必要な金額は、世帯の人数や住んでいる地域ごとに厚生労働大臣が等級地別に住宅扶助の上限を決めております。対馬市の場合には2人世帯の場合3万8,000円となっております。

以上です。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 生活保護を受けている方でも3万8,000円という金額を家賃について払うわけなんですけれども、これによると3LDKで1万9,000円というのは非常に安い金額だと思うんですが、その辺の認識はどうでしょうか。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） この宿舎につきましては、平成28年3月に市のほうに引き継いだわけなんですけど、前の資料を調べてみますと、病院企業団の使用料に準ずるということで、そのまま引き継いだ形になっております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 分かりました。この第4条の分の入居される方の選定の中で、この5号のところに「その他市長が認める者」というふうに書いてあるんですが、これには特別職の公務員など、今までに何人ほど認めたのかをお願いいたします。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 令和4年度までは、これに該当する人はあっておりません。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） これに該当する人はないということですか。あそこに入るためにはこの規程により入るようになってますよね。市長さんの住所はたしか、東里の303にお住まいだと思うんですが、どのような形でそこに入られたんですか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今は総務部長のほうから、令和4年度まではそういった職員と申しますか特別職関係は入っていなかったということで、今議員おっしゃれるように私がこの令和5年度の5月20日ぐらいからでしたか、実は入居させていただいております。この住宅が私が以前、南室のほうに住宅を借りていたんですけども、あその住宅のほうで急遽息子さんが出ターンで帰ってこられるということで、空けなくてはならなくなりましたので、私もその時にあちらこちら住宅を探してみたんですけども、なかなか住宅がその時点でなくて、そうした時に実は市役所の前に平成28年度に元裁判所の所長住宅を市長官舎にするという形で買った住宅はございましたけども、ここは今ちょうどその当時、移住用のお試し住宅として使用していたというような関係から、ほかをいろいろと見渡した時に、市内にはまず住宅がなかったということで、今現在入居させていただいているこの東里の職員住宅のほうに、私が今入っている部屋には1年間空き家であったと。空室になっていたという関係で入らせていただきました。もちろん私もここにいつまでもいるつもりはなくて、今現在も住宅をずっと探している状況でございます。

それと今、ここにある職員住宅管理規程の中で、私もこの部分を少し認識してなかったということで大変申し訳ないというふうに思っております。

以上であります。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 市長が入ったのは、令和5年5月20日に入られたんですね、それなら。この入ったということは、この規程の中で入られたということになるわけでしょ。い

いですか、これがその他の市長が認める者というこの項目は、もう平成30年にはできて既に実行されているんですよ。ですよ。ということは、この規程によって入ったということで理解よろしいですか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほども答弁いたしましたように、私もこの管理規程を全く読み込むことなく、この「その他市長が認める者」とかこういったところは見えておりませんでした。大変申し訳ないと思っております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） あのこれは、ここにあるように訓令です。訓令というその法的な位置づけ、例えば条例であると日本国憲法の第94条でもあるし、地方自治法の第14条にもうたってあるけれども、訓令というのはどのような法律の位置づけになっているんですか、総務部長。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 法律の位置づけになるんですけど、市の例規の中で条例、規則、訓令、告示、4本立てでやっております。訓令というのは権限の行使及び職務について、所属の機関または職員に対して市として規定の形式をもって知らしめるものという風になっています。

○議員（14番 小宮 教義君） 法律の位置づけは、

○総務部長（木寺 裕也君） 市が定めるものです。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私が言わんとするのは、訓令ですから、その法律の位置づけがあるんです。さっき言ったように条例も位置づけがあるし訓令も位置づけがあるんです。それはこの位置づけというのは地方自治法の第154条にうたってあるんです。このようにうたってあるんです。地方公共団体の長はその補助機関である職員を指揮監督する。だからこの訓令を発するわけですよ、ここにうたってある職員というのは、地方公務員の資格がある者、それに類する者ということになるんです。それで先ほどのこの第4条のところの入居ができる資格というのはございますが、その1番目は定年の前の職員、そして島おこし協働体、そして外国語指導員などです。そして国際交流員、そして5番目にその他市長が認める者というのは、先ほどの第154条からすると、職員に対するものになるんです。そうすると、その他市長の認める者というのは、1から4以外の職員の方。例えば臨時職員の方とか任期付職員の方という定めになるんです。そのように理解していますけれども、どうですか。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） そのような理解でよろしいかと思います。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 先ほど市長がこの中をちょっと理解せずにちょっと早とちりでやったということです。先ほどなかなか家が見つからなかったから、息子さんが帰ってくるんで出て行っていただきたいというお話をされましたけども、当然、アパートを借りるときには賃貸契約を結ぶんです。当然金額も決めるでしょうし。当然契約を結ばれましたか、その家に入るときに。多分結んだと思うんですが契約を、賃貸契約というのを結ぶんですよ。以前住んでおったところのもし住んで、そこですぐ出て行くということであっても、法的には賃貸契約を結んでおれば先ほどのような息子さんの事情なんかでは出て行く必要はないんです。賃貸契約を結んでなかったではないんですか、それなら。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 以前の家ではちゃんとした賃貸契約を結んだ上でのことでございます。ただ私も約19年近くその家にはお世話になりましたので、ましてや私もこの移住定住を力強く進めている中で、そのような形でUターンで帰ってこられるということであれば、私自らそこは協力をしなければならぬということ、何て言いますか、しばらく何か月か住宅を探す期間はあったんですけど、なかなか見つからなかったということが本当に今思えば残念でございますけども、そういうような形で、どうしてもただ早く明け渡さなくちゃならないということで、取りあえず1年ほど空室であった今の住宅に入らせていただいたということで、私も今現在も新たにほかのところを探しているところではございますので、できる限り早い段階でここは出たいというふうに思っております。申し訳ありません。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 基本的には家を借りたのと、ここで言う法令ですね、規程までは法令の中に入るんですから、本人の事情とこの法令とは全く別で、当然別なんです。それは市長の個人的な事情であって、それと別にこれは法令ですから、やはり遵守しなければいけないと思います。特にいいじゃないですか、たった1万9,000円であんなに3LDKに入れるわけですから。ずっと入ってやりたいでしょうけども。

先ほど地方自治法の第154条の話をしましたが、この中で次に第154条の2というのがありますが、これにはこう書いてあるんです。法令条例に違反した時には、その処分を取り消すということなんです。今回は市長はこの市長が認める者について入ったということは、自分が申請をして自分が許可をして入ったということになるんです。この5号は、市長が認めるものということだから。まあその法解釈が定かではなかったということであれば、先ほどのこの第154条の2に沿って、早く取り消すと。取り消すというのは早く法律の体系を守る形にすることです。ということは、早く新しいところを見つけて、そして正常な形に戻していただき

たいと思います。早くです。だから早くというのは1か月が基本的な基準ですから、そうしなければ法的な解釈ができないと思います。

それと、この地域マネージャー制度、これは日本には1,718の市町村があるんですが、このような制度を設けているところは非常に少ないんです。特に離島ではこの対馬だけなんです。先ほど市長のほうから主な仕事としては材料費を出して、それで作業するとか地域の方と一緒に物事を考えるという話をされますが、せっかくこの25地区に分かれて配置しておるならば、やはりそれを活用しなければいけないと思います。

それで、活用するためには、働いていただくためには、ある一定の規律を作らなければいけない、規律を。だから、先ほどの訓令ではございませんけれども、規則でもいいじゃないですか。このマネージャー制度の位置づけをびしゃりとして、そして職員が動きやすいように、例えば集会に行ったときにはそれ相応の代価を支払うとか。そうしなければ人は動きませんので。だから規則でもいいし訓令でもいいし、このマネージャー制度を法的な位置づけにするという必要性があらうかと思うんですが、市長はどうですか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この地域マネージャー制度につきましては、議員も御存じのとおり前財部市長のときに制度化された事業でございますし、当時は全国から先進市ということでかなりの方が対馬市に地域マネージャー制度を学ぶということで見えておりました。そういうことも私も、副市長時代にちょっと承知してもちろんおりましたので、このことにつきましては大変すばらしい制度だということで、今後再度また見直しをしながら、これをブラッシュアップしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） すばらしい制度ということであれば、制度を作ってやらなければいけないとは思いますが、法的な位置づけを早く確立する必要があると思います。せっかく本当に珍しいというか、すばらしいマネージャー制度ですから、2期8年間できなかったんだから、できなかったというよりもしなかったんでしょう。そういうところを踏まえてやっぱり評価をして、そして新しい体制で取り組むべきだと思います。

それと、この台風10号の話、これは一番最初はこの保険会社が台風だから保障しないという話を2回ほどされておられます。そしてその後、いや、精査してみたら国家賠償法の適応にあるという判断のもとに金額を査定しておられます。市が出した賠償金がありましたように3,764万円で、保険会社が出した金額は948万円、差額は2,816万円という大きな開きがあるんですが、保険会社はこういう災害については非常に詳しく経験も豊富なんです。なぜこれだけの

2,816万円という国家賠償補償金の差が出たのか、僅かならいいけれどもあまりにも離れすぎてます。同じく国家賠償金ということでの計算をしているんですから。なぜこれだけの差ができたのかということ、それをひとつ。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず1点目、補償金の差額でございますけれども、市のほうが使う補償算定書とこの損保会社が使う算定書がまず違うということが大きな点だというふうに思っておりますし、例えば公共事業で算定する設計書と民間会社が算定をする設計書においては、やはりそこに差が出てくるものというふうに思っております。そういう中、そのほかに今回市のほうで算定した保証会社のほうにしてもらった分の中には、補償額というのがございまして、営業補償とかそういった部分が約470万円ほどございます。これも差額がある一つの要因だというふうに考えております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 差額の主な要因は、保険会社の支払い御案内というのがあるんですけども、この建物はここに柱の台所のクラック関係は災害以前から発生をしていたんだという判断をしてあるんです。市が示した補償金というのは、そうじゃないんだと、台風によってひびが入ったんだというふうな解釈のもとであるから大きい開きがあるんです。そこに大きい開きがあるんです。この保険会社の算定の根拠となるのは、先ほど申しましたが、この中に保険会社の考えとしては非常に小さい台風だったからというお話もしてあるんです。なぜ差が開いたかをもっと精査する必要があるんじゃないかと。根本的に建物が最初から基礎にひびが入っていたという考え方と、そうじゃないんだと、台風によってひびが入ったんだという2つの見解があるので、そこを正さなければいけないと思います。保険会社からこの約900万円のお金を頂いたということは、保険会社の内容を認めて保険会社から頂いたということなんですから、事前にひびがあったんだというふうに理解をしての金品の受け取りじゃなかったんですか。

○副議長（春田 新一君） 上対馬振興部長、原田勝彦君。

○上対馬振興部長（原田 勝彦君） 今の小宮議員の質問にお答えさせていただきます。保険金については8月中に今言われる約950万円を受け取っております。その報告の中には、確かに言われるように市のほうは再築をしておりますが、修繕というところで計算をしたんだというものが通知ですか、御連絡の文書で頂いております。それで、その後に9月14日なんですけれども最終的に当初瑕疵を。

○副議長（春田 新一君） 部長、時間がありませんので。

○議員（14番 小宮 教義君） もういいですよ。

○上対馬振興部長（原田 勝彦君） 以上でございます。

○議員（14番 小宮 教義君） 私がしゃべって終わります。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 3つほど今日質問しましたがけれども、この市長が入っている今の住宅、これは完全に法令違反であるから早くその対応を求めます。そうしなければ市長としての資格はありませんよ。

以上。

○副議長（春田 新一君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○副議長（春田 新一君） 以上で、本日の予定しておりました市政一般質問は終わりました。

来週月曜日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時05分散会
